

令和 8 年度教育現場におけるプレコンセプションケア普及啓発事業 仕様書

1 事業名

令和 8 年度教育現場におけるプレコンセプションケア普及啓発事業

2 事業目的

令和 7 年 5 月こども家庭庁において「プレコンセプションケア※推進 5 か年計画」が策定された。プレコンセプションケア（以下、プレコン）は、人生 100 年時代において一人ひとりが健康に年を重ねる必要性が高まる中、個人としての健康だけでなく、未来の子どもの健康にもつながるとして注目されている。

当県としても、結婚や妊娠/出産は個人の自由であるが、人生における選択肢を広げるうえでプレコンは重要であると考え、若い時期からプレコンに取り組めるよう、令和 6 年度からポータルサイトの開設や動画、タブロイド紙の作成、県内の高校生・大学生等を対象とした助産師などによるプレコン出前講座を実施してきた。

一方で、出前講座の受講者アンケートではプレコンの認知度は 1 割弱であり、依然として低いことから高校生等が自主的にプレコンを知るきっかけは少なく、学校教育現場でのプレコン周知が必要であるが、教育現場からは「性教育を含んでいるプレコンの伝え方が難しい」「年間のカリキュラムに出前講座を組み込む余裕がない」との声がある。

そこで、教育現場で既存の授業に組み込み活用できるプレコン動画を作成し、プレコン周知の促進をはかり、若い世代がプレコンを知り、取り組める環境づくりを目指す。

※プレコンセプションケアとは、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産の希望を含む自らの将来を考え健康管理を行うこと

3 事業期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 委託料

金 6 0 0 万円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

5 業務内容

以下の（１）～（４）について受託し、教育現場への普及を進め、生徒が問題意識を持ちプレコンに主体的に取り組むために必要な広報手法や活用場面を想定し適した内容、構成を提案・作成すること。その他、「目指せ！プレコンマスター（動画）」※¹や「プレコンはじめての一步。（ポータルサイト）」※²をはじめとした

既存の媒体を活用するなど本事業の効果を高める提案を行うこと。業務の進行においては、委託者と十分に協議し進めることとする。また、プレコンセプションケアは、結婚・妊娠/出産等に関する選択について、個人の自由を尊重したうえで、将来の選択肢を広げる概念であることに十分留意すること。

なお、参考として、以下に作成例を挙げるが、その他の提案を妨げるものではない。

※1) 目指せ！プレコンマスター（動画）：<https://www.youtube.com/watch?v=Xx52TbUvy8M>

※2) プレコンはじめの一步（ポータルサイト）：https://web.pref.hyogo.lg.jp/prec_care/adult/

（１）授業内で生徒への配布等を想定したレジュメの作成

- （ア）学習指導要領やはじめ規定を踏まえた内容で作成すること
- （イ）（ア）に基づき作成する中で、重要な知識であるが、生徒の理解度や特性上一概に盛り込めない内容があった場合は、参考資料として盛り込むこと
- （ウ）根拠に基づいた情報を用いて作成すること。専門家の監修を行う等内容を担保すること。
- （エ）イラストやグラフ等内容を分かりやすく伝える工夫を行うこと

（２）講義動画の作成

- （ア）1 動画 5 分程度で作成すること
- （イ）学習指導要領やはじめ規定を踏まえた内容で作成すること
- （ウ）根拠に基づいた情報を用いて作成すること。専門家の監修を行う等内容を担保すること。
- （エ）以下の項目に関する動画は最低限作成すること（その他の内容について作成することを妨げるものではない）。ただし、各動画単体で使用することも考慮し、全ての動画の冒頭に「プレコンセプションケアとはなにか」「なぜプレコンが必要か」などを含め、プレコンに関する動画であることがわかるようにすること。
 - ①妊娠について
 - ②第二次性徴（月経・射精）について
 - ③避妊について
 - ④性感染症について
 - ⑤健康的な生活習慣について
- （オ）アニメーションやナレーター等内容を分かりやすく伝える最適な手法を選択し作成すること

- （カ）各動画のサムネイル画像を作成し、提出すること

（３）個人ワークやグループワークを想定したワークシートの作成

- （ア）学習指導要領やはじめ規定を踏まえた内容で作成すること
- （イ）根拠に基づいた情報を用いて作成すること。専門家の監修を行う等内容を担保

すること。

(ウ) 生徒が主体的に学ぶことができる工夫を行うこと

(4) (1)～(3)の媒体を用いた、保健体育の授業(教科書※³)をベースにした
略案の作成(A4で1枚程度)

※3)教科書の参考:現代高等保健体育(大修館書店)

(ア)学習指導要領やはじめ規定を踏まえた内容で作成すること

(イ)45分授業を想定し作成すること

(ウ)略案には最低限、「本時のねらい」「展開」「指導上の留意点」を明記すること

(エ)性に関する内容部分については、教員側が一律に説明できるよう、読み原稿を添える等の工夫を行うこと

【(1)～(3)媒体作成例】

高等学校における保健体育や総合学習での活用をイメージし、プレコンの内容を生徒が起こすアクションを切り口に3つのプログラムに分けて作成する。

媒体は、プログラム毎に、全体の情報を網羅したレジュメ、個人またはグループワークの問題提起となる動画、個人またはグループワークで用いるワークシートの3種類用意する。動画は、1プログラムに対し5分程度のものを1本作成し、要素ごとにCHAPTERを分ける。

なお、プログラムはいずれか1つのみを活用する場合も視野に入れるため、全てに「プレコンセプションケア」に関する要素を含む。

プログラムの目標、要素、内容、どの媒体に反映させるかは以下の通りとする。

(記号の説明)

反映させるもの=○ 概要のみ反映するもの=△ 参考資料=※

プログラム	目標	要素	内容	詳細	どの媒体に反映させるか		
					レジュメ	動画	ワークシート
1	将来について考える	プレコン	プレコンとは	定義	○	○	【個人ワーク】 ライフプランをたて てみよう
				人生100年時代	○	○	
			なぜ必要か	不妊の増加	○	○	
				リスクある妊娠の増加	○	○	
		ライフプラン	ライフプラン形成	プランのたて方の例示	○		
		健康	やせ・肥満	やせと肥満の現状	○	○	
				リスク	○		
			健康寿命	平均寿命と健康寿命の対比	○		
			タバコ	リスク、妊娠中のリスク	○		
		3	お酒	リスク、妊娠中のリスク	○		
				付き合い方	○		
			一般的な妊娠率	妊娠の成立	○	○	
				卵子精子の加齢	○	○	
			妊娠 妊娠に向けた準備	自然妊娠の確立	○	○	
				健診	※	△	
				ワクチン	※	△	
				葉酸摂取	※	△	
				不妊症とは	※		
				不妊治療に取り組む夫婦の割合	※		
				生殖補助医療による出生児数	※		
				不妊症の原因	※		
				不妊症の治療	※		

2	今の自分を知る	自分自身の健康状態や性に関する認識、体の発育・発達状態について考えることができる。 その中で生じた疑問や不安などがあった際には、相談・受診できる。	プレコン	なぜ必要か	人生100年時代	○	○	【グループワーク】 今の自分は健康？ 日々の生活や健康を振り返ってみよう
					不妊の増加	○	○	
					リスクある妊娠の増加	○	○	
			健康管理	やせ・肥満	適切なBMI	○	△	
				食生活	必要エネルギー量	○	△	
					適切な栄養バランス	○	△	
				運動	適切な運動量	○	△	
					適切な運動習慣（〇回/週）	○	△	
				睡眠	適切な睡眠量	○	△	
					良質な睡眠とは	○	△	
				メンタルヘルス	留意すべき心身のサイン	○	△	
			自分の性に関する認識	性の多様性	SOGIE	○		
					ジェンダーバイアス	○		
					性的思考	※		
					性自認	※		
					からだの性別	※		
					LGBTHC	※		
					AXQ	※		
			体の発達	生物学的性差	第二次性徴	○	○	
				月経	月経の仕組み	○	○	
					PMS/月経困難症とその対応	○	○	
					受診の目安（月経過多・無月経・PMS等）	○	○	
				射精	射精の仕組み	○	○	
					セルフプレジャー	○	○	
受診の目安（包茎等）	○	○						

3	こころとからだを整える	性や健康に関する知識を得ることで、自らが望む生活を送る可能性を広げられる。	プレコン	プレコンとは	定義	○	○	【グループワーク】 健康で自分が望む人生を送るためには何が必要？どんなことに注意すべき？今日から意識できることを考えてみよう
				なぜ必要か	人生100年時代	○	○	
					不妊の増加	○	○	
					リスクある妊娠の増加	○	○	
			健康的な生活	食生活	栄養バランスを考えるポイント	○		
				運動	日々の生活で取り入れられる運動習慣例	○		
				睡眠	良質な睡眠のポイント	○		
			妊娠・避妊	妊娠	妊娠の成立	○	○	
				避妊	主な方法	○	○	
				性感染症	種類	○	○	
					リスク	○	○	
					予防	○	○	
					検査・相談先	○	○	
			パートナー等との関係性	デートDV	デートDVとは	○		
					性的同意	○		
					対応	○		

6 報告書作成・成果物の提出

提出物	内容
【報告書】	
実績報告書(様式1号)	契約書に定める様式、締め切りを遵守し提出すること
【成果物】	
(1) 教材として用いるレジュメの作成	編集時のデータ (Word・パワーポイント等) ならびにそのデータを PDF 化したデータ
(2) 講義動画の作成	【動画】 Mp4 または mfv 【サムネイル画像】 サイズ: 2MB 以下／形式: JPEG、GIF、PNG／解像度: 1280×720 ピクセル (比率 16:9)
(3) 個人ワークやグループワークを想定したワークシートの作成	編集時のデータ (Word・パワーポイント等) ならびにそのデータを PDF 化したデータ
(4) (1) ～ (3) の媒体を用いた学習指導案の作成	編集時のデータ (Word・パワーポイント等) ならびにそのデータを PDF 化したデータ

7 動画制作・納品における留意点

- (1) 取材撮影を行う場合は撮影場所、時間等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる調整及び撮影許認可等の各種手続きを受託者にて行うこと。
- (2) 映像制作にあたっては、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合等を除き、新規撮影を原則とする。適当な映像が撮影できなかった場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とするが、手続き等は受託者にて行うこと。
- (3) 動画コンテンツに込められた情報の表現力を向上させるため、効果的な音楽や効果音の挿入を行うこと。
- (4) BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。
- (5) 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。
- (6) それぞれの動画について、動作確認を2回以上行うものとする。
- (7) 動画作成においては、基本的に受託者の設備及び機器を使用すること。なお、屋外での撮影時の音声については質の高い音声を記録できるようにすること。
- (8) 撮影にあたっては、実績のあるカメラマンにて行うこと。
- (9) 業務の実施に必要なソフトウェア等についても、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。

- (10) 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (11) 業務実施による成果物は、全て委託者の権利に属するものとする。
- (12) 本紙に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。
- (13) トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- (14) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

8 業務実施上の注意事項

(1) 契約の締結

本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

本業務の履行については、委託者の指示に従うこと。

(4) 成果物の利用（二次利用）

業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

(5) 業務完了後の瑕疵

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) 納品データの安全管理

撮影データ並びに編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。

また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護

条例を遵守しなければならない。

(8) 第三者の権利侵害の禁止

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、責任及び負担において対応し、委託者は責任を負わないものとする。

(9) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。